

令和2年第10回美幌町議会定例会会議録

令和2年12月 8日 開会

令和2年12月10日 閉会

令和2年12月10日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 2番 稲垣淳一君
3番 大江道男君
- 日程第 3 発議第 2 号 美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議案第 67 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について〔美幌町役場庁舎建設電気設備工事設計変更に伴う契約額の変更〕
- 日程第 5 議案第 68 号 美幌町債権管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第 69 号 美幌町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 70 号 美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第 71 号 美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 72 号 令和 2 年度美幌町一般会計補正予算 (第 9 号) について
- 日程第 10 議案第 73 号 令和 2 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 11 議案第 74 号 令和 2 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 12 議案第 75 号 令和 2 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 13 議案第 76 号 令和 2 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 14 議案第 77 号 令和 2 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 15 議案第 78 号 令和 2 年度美幌町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 16 議案第 79 号 令和 2 年度美幌町病院事業会計補正予算 (第 4 号) について

○日程追加事件

- 追加日程第 1 議案第 80 号 動産の取得について〔トラクター〕
- 追加日程第 2 議案第 81 号 令和 2 年度美幌町一般会計補正予算 (第 10 号) について

○議事日程

- 日程第 17 意見書案第 10 号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書について
- 日程第 18 報告第 18 号 定期監査報告について
- 日程第 19 報告第 19 号 財政援助団体監査報告について
- 日程第 20 報告第 20 号 例月出納検査報告について (8 月～10 月分)
- 日程第 21 閉会中の継続調査について

○出席議員

1 番 戸澤義典君

2 番 稲垣淳一君

3番	大江道男君	4番	高橋秀明君
5番	木村利昭君	6番	伊藤伸司君
7番	馬場博美君	8番	古舘繁夫君
9番	藤原公一君	10番	坂田美栄子君
副議長	11番 岡本美代子君	12番	上杉晃央君
13番	松浦和浩君	議長	14番 大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会 教育長	矢萩浩君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
民生部長	那須清二君	経済部長	石澤憲君
建設水道部長	川原武志君	病院事務長	但馬憲司君
事務連絡室長	志賀寿君	会計管理者	西俊男君
総務主幹	関弘法君	防災危機管理主幹	河端勲君
まちづくり主幹	佐々木齊君	政策主幹	後藤秀人君
財務主幹	中尾亘君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	片平英樹君	環境生活主幹	渡辺靖行君
児童支援主幹	小室秀隆君	福祉主幹	影山俊幸君
健康推進主幹	大場圭子君	農政主幹	田中三智雄君
みらい農業センター主幹	午来博君	耕地林務主幹	中沢浩喜君
商工観光主幹	多田敏明君	建設主幹	御田順司君
施設管理主幹	以頭隆志君	建築主幹	吉田善一君
水道主幹	石山隆信君	病院総務主幹	菅敏郎君
地域医療連携主幹	高山吉春君	事務連絡室次長	横山聖二君
教育部長	田村圭一君	学校教育主幹	遠藤明君
学校給食主幹	斉藤浩司君	社会教育主幹	松尾まゆみ君
スポーツ振興主幹	浅野謙司君	博物館主幹	鬼丸和幸君
農業委員会事務局長	佐々木鑑仁君	選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	立花良行君

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	佐藤和恵君
議事係長	鶴田雅規君	議事係	新田麻美君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから、令和2年第10回美幌町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番藤原公一さん、10番坂田美栄子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（大原 昇君） 議事に入る前に、民生部長から昨日の上杉議員の一般質問に対する答弁の一部を訂正したいとの申出がありましたので、発言を許します。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 昨日の上杉議員の一般質問に対する答弁で一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきたい

と思います。

小規模多機能型居宅介護施設整備に係る事業費についてですが、第6期美幌町総合計画の第5次実施計画書に登載されております令和3年度の事業費993万1,000円につきまして、昨日の説明では建設に対する国からの補助金の間接補助分ですと答弁をさせていただいたところですが、誤りでありまして、その時点で建設が予想されておりました町有地にある建物、こちら旧美英福祉寮ですが、そちらの取壊し費用でありましたので、訂正しおわびを申し上げます。

なお、現時点ではその場所での計画はございませんので、併せて御報告をさせていただきます。

まことに申し訳ございませんでした。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君）〔登壇〕 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は今回、移住・定住施策についての質問をさせていただきます。

まず1点目には、コロナ禍における移住策についてであります。

現在はコロナ禍のため、当町は積極的な移住策が取れず、お試し移住も受け付けていない状況であります。しかしながら、世の中の動きは移住に対する意識が高まってきている傾向にあります。コロナ禍の中、都市から地方への移住者が増えています。

従来の地方移住者といえば、年齢は50歳代から60歳代、住居は退職金や都会の家の売却資金で地方に家を購入、仕事は年金があり、定職に就く必要はなく、畑仕事

やボランティア活動、自家用車は夫婦に1台で足りるというイメージでしたが、今の移住者の傾向として、年齢は20歳代から40歳代、賃貸住宅に住み、その後、自宅を取得、中古物件をリノベーションする、自家用車は2台所有し、現役世代なので働く必要があり、子育て中なので教育環境への関心が高く、さらには、テレワークという手法で働き方が大きく変化を遂げている状況です。

当町として、今だからこそその地方移住を考えている方にアピールする手法を取り入れていくべきと考えますが、今後の美幌町の進む方向性としての町長の考えをお示しください。

二つ目であります。

シングルペアレント介護人材育成事業についてであります。

シングルペアレント介護人材育成事業とは、人材が不足している介護保険サービス事業者に対し、各地で増加しつつあるシングルペアレントの受入れを行い、一定期間の産業体験を行う場合に要する経費の一部を助成するなどの事業であります。

美幌町外在住のシングルペアレントで、高校生以下の子供と当町に移住する方を対象とし、介護保険サービス事業所で就労が可能な方に対し、給与、養育支援、家賃補助、さらには介護サービスを実施するための資格取得支援、自動車の提供等々を、約1年間の研修を受けることを条件とするなど、これから移住政策を進めていくときに、どういう方にこの町に住んでほしいのかというターゲットを絞り込み、ピンポイントで移住策を発信していくことも大事ではないのかと考えます。

これは私が平成28年6月の一般質問で、少子化対策について質問した内容の一部ですが、移住施策と少子化対策の合体したモデルとして、シングルペアレント介護人材育成事業の実施検討に向けての町長の考えをお示しください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 稲垣議員の御質問に答弁いたします。

移住・定住施策について。

コロナ禍における移住策についてですが、本町における移住施策は、地方創生及び人口減少対策として平成27年度から本格的に取組を開始し、移住体験住宅の運営や移住相談会への出展を初め、各担当が推進している起業家支援事業や新規就農者等支援事業など、移住関連事業として様々な取組を行ってきており、移住相談窓口及び関連支援策を利用された方の移住実績は、Uターンを含め5年間で50名となっております。

また、子育て世代の施策充実等により、20歳代から40歳代の転出入の差が、平成30年度はマイナス47人に対しまして、令和元年度はマイナス23人と転出超過人数が減少してきており、これらの取組が徐々にではありますが転出抑制の成果として数値に表れてきているものと分析しているところであります。

今年度の移住施策の取組につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、移住体験住宅を年度当初から閉鎖し、移住相談会につきましては、全て中止となったことから、例年行っている取組についてはできていないのが現状ですが、北海道が開催するオンライン移住相談会への参加や、本町独自のオンライン移住相談窓口を開設するなど、新たな取組も進めているところであります。

御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、リモートワークやテレワークが急速に定着してきたことにより、全国的に地方移住への関心が高まってきております。

6月21日に発表されました内閣府の調査結果におきましても、15%の方が地方移住への関心を高め、特に、東京在住の20歳代・30歳代の方に限っては20%か

ら30%とより強い関心の高まりを見せております。

これらの背景から、本町におきましても、移住を検討されている方への情報発信媒体として、移住特設サイトと移住者向けパンフレットの作成、さらに移住体験を希望されている方への受け皿確保策として、民間の空き家等を活用した移住体験住宅整備促進事業を実施し、アフターコロナを見据えた準備を進めているところであります。

美幌町の今後の進む方向性としましては、移住施策を完全移住者のみを施策対象とするのではなく、テレワークやワーケーションを初めとした2地域居住や関係人口を見据えた移住施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目のシングルペアレント介護人材育成事業についてですが、人材が不足している介護保険サービス事業所に対し、都市部で増加しつつあるシングルペアレントの受入れを行うことで、少子化対策も含め、町の課題を解決する一つの手法と考えますが、首都圏等の都市部に居住し、北海道への移住を真剣に考えている世代に対し、介護保険サービス事業所での就業体験、美幌町内の生活環境などの視察をすることで、体験移住と移住後の仕事・住まい・暮らしのマッチングをすることが重要であり、今後、移住施策の一つとして総合的に判断してまいります。

以上、御答弁いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） それでは、何点かにわたりまして再質問をさせていただきます。

答弁の中で、平成27年度から町も移住施策に本格的に取り組んでいると。割と遅いスタートだったのかもしれませんが、遅い早いというよりも、今どういう発信、ア

ピールをして取り組んでいるかということが大事だと思いますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

現在、移住実績といたしまして、Uターンを含め5年間で50名と把握されていると答弁がありましたけれども、その50名の方たちの年代、家族構成、職業など教えていただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、年齢等、細かい部分は押さえていない部分もあるのですが、移住体験住宅を活用して移住された方が6名で、起業家支援事業を活用されて移住された方が13名、新規就農者支援事業を活用して移住された方がUターンを含めて31名ということで、合計50名となっております。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 人数はそれなりの成果を上げていると理解するのですが、昨今、コロナ禍ということだけではないかもしれませんが、道外の都府県から移り住む流れがあり、昔は流出超過が続いていたのですけれど、最近は転入超過で、4月から10月までの7か月連続して北海道は流入増が3,000人を超えている。

そういう中で、北海道の道東の美幌町、オホーツクの美幌町がどういう発信を見せて目に留めてもらうかが大事だろうと思ひます。

いろんな事業を中止している中で、担当の方も苦慮されながら日々努力されているのは理解をするのですが、何もできないから手をこまぬいているわけではないと答弁の中からも一定の理解をするのですが、さらに美幌町の考え方をいろいろとお尋ねしていきたいと思ひます。

働き盛りは移住盛りという最近気になるフレーズがあります。

20歳代から40歳代という若い生産人口が北海道に移り住んできている。特に都会からです。コロナ禍によって価値観が変わったと言っているのです。

満員電車で揺られて、高い給料をいただき、また高い家賃だったり、ある意味で裕福な満ち足りた生活を行っている方たちがコロナ禍によって生活サイクルといいますか、生活環境、日常が変わってしまった。その中で、何が生きることによって、生活にとって大事なのか。家族を守るのか、また自分の環境、生活の充実を図るのか、いろいろな考え方があるかと思えます。

そこで、いろんな施策をしている中で、特に注力している部分をお聞きしたいと思います。

町長は、地方へ移住する方たちは何を重要なポイントとして移住を考えていると思いますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 移住を考えた場合に、私が職員として担当していた時には、仕事の一つのポイントだったのです。ですから、仕事があって、それに生活がどうか。

これは企業誘致もそうですけれども、まず来るところの生活環境がどうかということだと感じております。

昨今は、稲垣議員がおっしゃったように、価値観や仕事の仕方が変わってきたことによって、やはり家族とか、自分たちが満足できるということは、家族、子育ても含めてということ、その辺の違いは出てきていると思っています。

どういうことかという、美幌町を考えれば、美幌町はこういうすてきな町ですよというアピールをしない限り、なかなか来ていただけないと思っています。

そういう意味では、私は美幌は自信を持っていい町だと思っていますので、その辺の取組を今後どういうふうにしっかりしていくかを考えているところであります。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 今、町長がいみじくもおっしゃいましたが、なぜその地方に移住するのか、どこに移住するのか、そこでどういう仕事をするのか。そこが重要なポイントだと思います。

今、いろいろと仕事があり、そこに生活がありというお話をされましたけれども、何を美幌町に求めて移住してくるのか。その分析をきちんと押さえないと選ばれる町として美幌町が成り立っていかないのではないかと考えております。

一般論を話しましたが、先ほど50名の移住された方が、美幌町に来た理由は、Uターンだったり、移住体験をされて、美幌の町に魅力を感じて来ていると思うのですが、改めて、美幌町に来る意味を、美幌町を選んでもらうために、50名の方たちが特にこの部分が気に入ったので美幌町にいるという話が聞きたいのと、50名いらっしゃれば、残念ですけども定住につながらなくて、リタイアしてしまったという方もいらしたら、その辺の話を聞かせてもらえればと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 50名の方々は、様々な環境、状況の中で移住されてきたと思いますが、Uターンにつきましては、やはり美幌町で育って、美幌町のよさをもともとわかっていたという部分が大きいと思います。

あとは、実家があるとか、親が美幌町にいて将来的に親の面倒を見るだとか、そういった環境があると思われま。

また、起業した方からは、美幌町の起業家支援制度が非常に充実しているということをお聞きしております。それと、関わった人たちが非常に優しいといいますか、そういった人のよさという部分を起業された方々からお話をいただいております。

体験住宅を利用された方につきまして

は、御高齢の方が多いのですが、北海道オホーツク地区につきましては、雪と寒さがネックになっているとお話は聞いておりますが、体験して移住された6名の方につきましては、それも含めて北海道のよさを知ったということで、この美幌町を選んでいただいたというお話を聞いております。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 今、主幹がおっしゃった50名の方たちは、おおむね好評、来てよかったという感想をいただいていると理解しましたが、今後、さらに移住策を進めていく中で、改めて美幌町の何をどう発信していくのかということと、この移住策に対しては人もお金もかけているわけですから、今後、どれぐらいの人数を見込んで移住策を進めていくのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） 目標とする人数でございますが、相手があつてのお話ですので、こちらが目標設定して、それを達成できるかどうかという部分は非常に難しいところですが、答弁の中にもありました情報発信を含めて様々な取組を進めているところでございます。

アフターコロナに向けて、とにかく美幌町をまず知っていただくことを全国に発信して、できれば年間5人程度を目標として考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） もちろん相手があることですからということには理解するのですが、以前同じ質問をしたときにはたしか2人ぐらいだったのが2.5倍に増えたということで、少し安心しておりますけれども、もちろん相手あつてのことで、費用対効果を求めるものではないのは十二分に理解するのですが、多くの労力とお金をかけ

て取り組む以上はある程度の数値目標を示すべきだと思います。

それに対して努力をしていくのは、どの分野でも同じなので、逆に、自分にプレッシャーをかけて進めていくことも大事だろうと思いますが、町長も5人ということでよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 人数がどうかとは私は思っておりません。ただ、担当が5名努力したいということですので、一緒に努力したいと思っています。

今回、皆さんとつくっているまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で別な見方をすれば、来てもらうということもあるのですけれども、答弁したとおり、出て行く人と来る人の差をできるだけ縮めるという数値でも考えていることも確かであります。

ですから、移住定住といえ来てくださいということも大事なことですけれども、逆に出て行かない方法とか、その差引きが縮まる努力もしていかなければならないと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 私がこれから言おうと思ったことを町長が先におっしゃったのですが、移住策は、移住定住という一くくりでいつも話が出るのです。もちろん一くくりの考えもありだと思っておりますが、やはり美幌町に住み続けてこそその移住策であり、また、実際に美幌町で生活されている方たちが住み続けて、ついでに住みかとして美幌町を選んでいただきたいという思いで、よりよい町づくりに日々皆さん努力していると思っております。

ですから、定住策という部分も大きく占める分、主幹も先ほどおっしゃったように、美幌町の子育て政策だとか、起業家支援だとか、そういうものが認められているということが、そういう考えにつながるのでらうと。

ですから、この後も話が出ますけれども、人に来てもらうということは、イコール美幌町に住んでいる方たちが皆さんを歓迎して、いい雰囲気づくりが構築されていないと長続きしないだろうと。移住してきて、仕事もあって、生活もいけれども、近所の方たちの雰囲気が上から目線で住みにくいだとか、美幌町の事例ではありませんけれども、そういうことで居づらくなってリタイアしてしまったという話も聞くことがあります。

そのときに、いろんな発信はもちろんです。美幌町に移住サポーターとか、そういう制度を考えたときに、自治会だとかが受け皿になって、来た方の近隣に住む方が一緒に住みやすい環境づくりをお手伝いする。いろんな慣習が違う方が見えると思いますので、特に本州から来た方はなおさら違いについて不便なことがあると思います。そういう移住サポーター制度を今後考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 移住サポーターについてという話でいきますと、今、私どもが整理をしている中においては、その役割として、行政というよりも町民の方々がサポーターをつくっていくことが必要だと思っています。

個々の施策として、こういうのはどうかという話になるかと思うのですけれども、移住定住を進める中で、何をしなければいけないかというところについてはもう一回きちんと振り返って、コロナ禍の中においては、いろいろ考える時間があります。ですから、私どものスタッフと言っているのはじっくり考える、そして、スピードを持って。言葉としては相矛盾ですが、これをきちんとした中で何をやらなければいけないかということであれば、やはり移住定住の美幌の魅力とか総合的に情報を発信するシステムづくりというか、町民の方とか、

町外の方々に対してというのは、答弁の中にも書いてありますけれども、移住特設サイトの中身の整理を1回きちんとして、それをまずやらなければいけないと思っています。

その具体的な方策の一つとして、今提案いただいたことは、私は有効だと思っています。

申し訳ないですけど、今総合的に美幌町の情報として発信するものについては、不十分な部分の組立てをしているところでもあります。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 私も自治会役員の会合で、最近家が建っているとか、空き家がリフォームされてどこかから人が来ているとか、自治会に入ってほしいということで、訪問していろんな話をさせてもらうのですが、みんながみんな快く入っていただけるわけではなく、言葉が悪いですが、氏素性のわからない方が来ることもあります。それを否定するものではありませんけれども、そのような中で、美幌町に長く住んで、このエリア、自治会にいてほしいという、そういう小さなエリアかもしれませんが、そういうところの日々の暮らしが美幌町の印象につながるのだろうと、私も日々暮らしていて実感するところがあります。

ですから、無意識に皆さんやっていると思うのです。

あえて制度をつくることもないかもしれませんが、意識づけをするという意味では、自治会連合会だとか、そういう皆さんに、例えば、企業が来て、いろんな人が移り住んでくるし、そのエリアに住む方たちの今でいうお節介ですかね、そういう部分もまだまだ私たちが忘れてはいけない部分かなと思いながら、また、今はプライバシーの問題もいろいろありますので、その辺のつかず離れずといいますか、そうい

う雰囲気は難しいだろうと思いますが、長く住み続けていただくために、そういうお節介なことも私は個人としてやっていきたいと思えますし、また自治会だとか、そういうところにもお願いして、積極的に関わっていただければと思っておりますが、この移住策について、最後にもう一度、繰り返すことになるかと思いますが、移住の特設サイトの特徴といいますか、売りをお聞きして、この話を終わりたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、総合的な発信をする部分が不十分だと答弁をさせていただいた中で、移住の特設サイトを整理したいという話をしております。

先ほど人数をお話ししましたけれど、個々については新規就農であったり、他に誇れるような努力をしているところがあるのです。ですから、そういうものをどうやってトータルで見るかということ、まずは、美幌町の移住定住戦略を明確にしましょうということです。

具体的に何点かお話しさせていただければ、美幌町が求める移住定住者をしっかり示すということです。

農業の研修センターがあるので、農業において新規就農で受入れしますということ、を明確にするとか、ほかの方の一般質問でもありましたけれど、不足する人材、今回、稲垣議員も不足する人材についての提案がありましたけれど、例えば介護従事者がほしいとか、はっきりすることが1点です。

2点目は、美幌の魅力、特徴・特性をしっかりと示す。特に魅力です。

立地であれば女満別空港が近いとか、あと自慢できることであれば、子育てとか教育をしっかりとやっていると思うのです。そういうものを来られた方が生活をしてこんないい町だということ発信するということです。

3点目が、支援制度を明確にしていく。

具体的に美幌ではこういうことを支援していますと考えていて、4点目が、個々の移住定住の様子をしっかりと伝える。今まで来た方が美幌のよかったことを伝えるとか、地元の人がどうぞ美幌に来てくださいと、そういうことを体系的にきちんとまとめて、これだけではなくまだ何点かありますが、長くなるのでやめますけれども、そういう具体的な総合的なサイトを整理して進めることが私は大事だと思いますし、先進的にやっているところはそういう取組をしていて非常に感心しております。

そういう意味では、移住の特設サイトをしっかりと整理した中で、総合的なサイトとしてしっかりと全国にアピールできればいいと思っております。

長くなって申し訳ございません。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） すみません。

やめると言ったのですけれど、今、町長からのお話をいただいて、まさしく今の話は2番にもつながる話ですが、先ほど、移住サポーターといいますか、我々住んでいる人間が、来られた方が近所にいたらお節介で頑張りたいという話をしたのですが、やはり我々住んでいる人間が、来る人たちに美幌町をどうアピール、どういう発信をして、町の魅力アップに頑張っているのかということ、を理解しないと、かみ合わなくなるともったいないので、移住策ということはもちろんですが、住んでいてよかった美幌町という思いを美幌町はこういうことで発信して、皆さんの生活を守っている。皆さんの生活を後押ししていると、そういう発信も併せてしていただくと、移住というとよそから来る人ばかりのイメージで、我々は議員という立場ですので、いろんな施策等は理解しているつもりであります。一般の方ですとよそから来る人に手厚くするのはもちろんだけれど、住んでいる人も大事にしてほしいとなりかねませ

ん。

しかし、どういう思いで町が移住政策を発信しているのか。

それは愛する美幌町をより広めていくことを思っただけの発信であると我々住んでいる者も理解しないと、それこそせつなく美幌に来たのに近所とうまくいかなかったという話をもったくないので、その辺の発信も併せてしていただけるように、我々も努力いたしますが、そういうものも感じる次第であります。

それでは、二つ目のシングルペアレント介護人材育成事業についてであります。

これはシングルペアレントという言い回しをしていますが、子育て中のひとり親世帯の方たちを対象にということになります。

昨日の一般質問の中で、2名の議員が不足している介護・医療関係の人材不足にどう取り組むのかという質問をされてきました。まさしく、この支援事業は、そこに的を絞った話であります。

町長の人材不足に対しての考えは、昨日聞きましたので、そのことについてはなるべく触れないようにいたしますが、移住策の私が言うところのピンポイントです。

散弾銃で数打てば当たるといふ言葉は失礼ですが、うちの町はこれだけ頑張っている、こんないいことをやっているというのはわかるのですが、誰に向けて発信しているのかということです。

先ほども町長の答弁にあったと思うのですが、その辺をより明確に打ち出すことが、住む場所を探している方たちに引かれるものが出てくるかと思って、私はこういう事業の提案をさせていただいたのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回提案いただいた中身は、島根県浜田市の内容かと思いません。

より明確に示すということで、今進めよ

うとしている、進めている部分もあるのですけれども、移住特設サイトの中で、最初にどういう人材を美幌としては求めているかという具体的な例を示していただいたと思っています。

私も興味があって調べていて、その辺の話を見せていただきますと、気をつけなければいけないというのは、ピンポイントでやったときに余りにも施策的に突出する、全体で1年間研修すると400万円ぐらい出すという、要はひとり親、別な言葉ではシングルペアレント受入れ事業と言っているのですけれども、市民の方々が本当にそこまでしてやるのかというような格差、それよりも地元のひとり親の支援をしてほしいという非難がかなりありまして、今はそこまでしていません。

ただ、そういうことを打ち出したことによって、市内のひとり親に対する施策の充実という意味で、底上げされたことはいいことだと私は評価をしています。そういう意味では、こういう事業を否定しません。

他の町でもこういう人が必要だと示している中においては、今言ったように、まずやるためには地元の方にも理解をしていただくこと、それと定着する状況がつかれるかということです。

浜田市は1年だけの支援であとは事業所任せという話で、それはつらいと考えていて、学ぶこともあるのですけれども、当時、浜田市がやった施策は、私としては今すぐやるという思いを持っていません。

ただ、このベースになる考え方をしっかり受けた中でやっていくことは可能だと思っています。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） これは誘い水と受け止めていただいて結構だと思うのです。しゃにむにこれを進めないで美幌がなくなるという話ではありません。

ただ、うちの町は起業家支援もあります

し、子育て、学校環境、また働く場も皆さんと一緒に考えてサポートしていくと、そういうことが形になって浜田市はこういうにやっているのだろうと思っています。

ですから、1から10までこれを取り込めということではなくて、町長もおっしゃいましたが、このことをベースに新たな美幌モデルを構築していただくきっかけになればうれしいと思っています。

いろいろとお話ししてきましたけれども、何でも行政任せがいいとは私も思っていませんが、今後、町長の考えの中で、民間の皆さんに対して我々もこういう努力をしているけれど、民間ではこんな努力ができないかとか、こういう後押しをしてもらえないかだとか、そういうものがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 移住ということで言うならば、他の地域から来ていただく、都会だけではないですけれども、やはり、その方々に定着していただくためのいろいろな要素は、地域、職場で応援していけるかどうかということだと思うのです。

私は美幌で生まれ育ったわけではないですけれども、美幌は外の人をしっかりと受け止めて、大事にさせていただけるという風土を持っていると思っていますので、そこを絶やさないように皆さんとやっていきたいと思えますし、特に、子育て・教育という部分で、それを支えていく体制づくり、例えば、今は子供食堂をやっていただいたりとか、いろんな方が関わっていただいております。

そういうことを皆さんと協力しながら実施して、継続していければ、来ていただいた方がそのまま定着していただけないかと考えております。

○議長（大原 昇君） これで、2番稲垣淳一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既に通告をしております3項目について質問をいたします。

その一つは、新型コロナ第3波への対応についてであります。

最初に、PCR検査の実施について質問をいたします。

新型コロナの感染拡大は、昨日も含めて全国・全道で新規陽性者数、重症者数ともに過去最多を日々更新するという状況でございます。感染爆発を抑えるためには、無症状感染者の把握・保護が不可欠とされているにもかかわらず、日本政府にあっては、無症状者の把握・保護の検査戦略が全くございません。

人口当たり検査数は、結果的に11月24日時点で世界152位、最低水準にありまして、この状況はとても感染爆発を止められない状況にあります。

美幌町でも厳しい見方をすれば、感染者発生は時間の問題ではないかという声がございます。せめて、医療機関と福祉施設、高齢者、障がい者、児童の定期的PCR検査を実施すべきであると考えます。

そのためにも全額国庫負担、現状は国・地方2分の1ずつですが、全額国庫負担を緊急に求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、宿泊療養施設の確保についてであります。

重症感染者の受入れは地元では困難といたしましても、軽症感染者を受け入れる宿泊療養施設は確保してほしいという声がございます。町として検討はされているのでしょうか。伺いたいと思います。

3点目は、事業者に対する緊急の支援についてであります。

第3波到来で、町内の飲食店では上向きかけていた売上げが11月に入って6割に減少、書き入れどきの忘年会、新年会が絶望的など、御承知のとおり、経営が再び大きく落ち込んでいます。

コロナ禍で倒産を出さないために、国・道・町が再び連携した支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

2項目めは、学校給食費無償化についてであります。

完全無償化の検討について伺います。

今年度から開始された第3子以降の給食費無償化は、保護者などから大変歓迎されております。

一方で、第1子、第2子の圧倒的多数の児童・生徒の保護者からなぜ第3子以降だけ無償化か、第1子、第2子の除外は納得できないとの指摘が多数出ています。

美幌町の少子化の実態を直視し、来年度から第1子、第2子を含む全員の無償化に踏み切るべきであり、仮に完全無償化が困難としても、例えば半額助成などに踏み込むべきと考えますが、いかがでしょうか。

3項目め、障がい者雇用率の早期達成について伺います。

今後の雇用の見込みについてであります。改正障害者雇用促進法の3年間の経過措置が2021年、すなわち来年2月末日で切れまして、3月1日から2.6%の法定雇用率が美幌町にも求められます。美幌町は2.5%の経過措置も未達成であり、本年6月の調査でも前進が見られておりません。

来春に向けてどのように障がい者雇用を進める予定なのかお示しをいただきたいと思えます。

以上、第1回目の質問でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

なお、学校給食費無償化につきましては、後ほど教育長から答弁いたします。

新型コロナ第3波への対応についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が全国的に進み、北海道におきましては、12月11日までを集中対策期間として、これ以上の感染拡大を徹底して抑え込むため、集中的な取組が実施されているところであります。

御質問の医療機関と福祉施設の定期的なPCR検査の実施についてであります。国では、令和2年8月28日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、検査体制の抜本的な拡充を掲げ、感染拡大地域での医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とした一斉・定期的な検査の実施等について示すとともに、都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針に基づき、早期に新たな検査体制整備計画を策定するよう要請しております。

町におきましては、感染が拡大した場合に備え、美幌医師会が運営する美幌町PCR検査センターの開設に協力することにより、検査体制の拡充が図られたところであります。

現在の検査体制の中では、PCR検査を医療機関や福祉施設職員まで拡大して実施することは困難であることから、当面の間はかかりつけ医等が検査を必要とした方を対象に検査することとなっております。

今後も、国及び北海道の動向や情報収集に努め、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、宿泊療養施設の確保についてであります。宿泊療養施設の設置につきましては、北海道が決定するものであり、12月1日現在、札幌市、函館市、旭川市、帯広市に6か所設置されております。

オホーツク圏域におきましては、感染者が増加した場合に備えて、北見市にも療養施設を設置する準備を進めているところと

お聞きしております。

町としましては、今後も感染拡大防止対策のさらなる強化に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、事業者への緊急の支援についてですが、新型コロナウイルス感染症につきましては、11月に入り全国的に拡大し、現在第3波とも言われております。

北海道でも同様に拡大し、11月7日には道独自の警戒ステージを3に引き上げ、集中対策期間を11月27日までとしましたが、その後も拡大は続いたため、集中対策期間を12月11日まで延長しております。

御質問のコロナ禍で倒産を出さないための国・道・町が再び連携した支援の考えについてであります。本町におきましては、町民皆様の感染予防に対する御理解、御協力により、現在も感染者は確認されておられません。

この本町における現状から、札幌市が緊急的に要請しているような町内の飲食店に対する営業時間短縮等の協力要請や要請に対する協力金の支給を実施する考えはありません。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響は長期化が予想されていることから、国・道の動向や商工会議所を含めた関係団体と協議しながら、必要に応じて各機関と連携した対策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、障がい者雇用率の早期達成について。

今後の雇用の見込みについてであります。本町におきましては、本年策定した美幌町障がい者活躍推進計画を基本に、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることとしているところでありますが、御指摘のとおり、本年6月の調査においては、人数にして1名分の雇用不足により法定雇用率

に届いていない状況があります。

計画では、計画期間を5年とし、令和6年6月1日の目標値を2.60%としているところでありますが、計画期間の途中においても法定雇用率を達成すべく、障がい者の特性や個性に応じた能力を有効に発揮できる場の拡大を目指し、一人でも多くの雇用を行う取組について、不断に実施することが重要かつ必要であると認識しているところであります。

今後におきましては、来年度以降において2名程度の採用を検討の上、募集時におきましては、障がい団体などを通じ、広く募集、周知を行うことを初め、障がいを持つ方々が対応しやすい採用選考の方法についても考慮するなど、採用に向けた取組を進め、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 学校給食費無償化についてお答え申し上げます。

学校給食費の無償化につきましては、多子世帯の負担軽減を図る子育て支援の観点から、今年度より第3子以降の小中学校給食費の無償化補助事業として実施しており、小学生125名、中学生11名、計136名の児童・生徒の保護者に対して、総額648万円の補助金を交付の上、無償化を図ることとしております。

御質問の第1子、第2子を含む全員の無償化を実施した場合に必要な予算は、年間約6,430万円となります。

また、半額助成した場合に必要な予算は、年間約3,215万円となりますが、自治体独自の政策であり、無償化に伴う国及び道からの補助制度はなく、たとえ半額助成を実施した場合においても、多額の財

政負担を伴うこととなります。

学校給食法及び施行令では、施設整備費と人件費、修繕費は自治体の負担とされ、それ以外の経費は保護者負担とされております。

本町では、さらに光熱水費や備品、消耗品等に係る費用につきましても負担しており、保護者の皆様には食材費のみを給食費として御負担いただいているところであり、第1子からの給食費の無償化は、本来、国が責任をもって実施すべき事項であると考えております。

今年度から実施しました第3子以降給食費無償化は、多子世帯の経済的負担が大きい中、有効な負担軽減策と考えており、今後も事業を継続実施していきたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 順次再質問をさせていただきますと思います。

先日、NHKの日曜討論で、政府が進めてきたコロナ対策について失敗だったと言わんばかりの発言が分科会の会長からされて、皆さん大変驚いている。御紹介しますが、尾身会長の発言ですが、日本がコロナ対策で感染の拡大をしのいできた理由の一つには、クラスターを早く見つけて、感染源を特定したことにある。しかし、もう保健所は疲弊して、クラスターの感染源を見つける方法が取れなくなっている。感染源を特定できなければどうなるのかということで、今、各界から、特に関係者からそれはどういうことかということで、事実上の敗北宣言かということが指摘をされています。

ある専門家が、新型コロナには無症状感染者がいることはダイヤモンドプリンセス号での集団感染ではっきりわかっていたで

はないかと。クラスター追跡にこだわって、無症状感染者を野放しにしてきたそのときから今まで対策を誤ってきた。本来ならPCR検査を徹底的に拡大するべきだったが、クラスター追跡ができないと認めたのなら、早急に方針転換して、例えば民間のPCR検査センターを支援するなども含めて、誰でも頻回検査、何回もという意味ですが、頻回検査できるようにすることが感染拡大防止の要だと言っているのですが、幸い今のところ美幌町には感染者が出ていないという状況ですが、御覧のとおり奥尻では急速に拡大いたしました。

多分、外部からの人口の移動によって急速に広がったものと思われませんが、美幌町でも感染地域からの人の移動によって、症状が出ていない、したがってPCR検査は外れます。しかし、人は動きますから、感染は幾らでも広がるということで、奥尻や旭川のような状態にならない保証は全くありません。こういう中で、政府はいまだに人口の移動を進めるGoToキャンペーンをやめない。

こういう状況の中で、一つは美幌町の住民の安全・安心の責任を負う町長として、今までの発熱・嘔吐症状が現れた者に対してPCR検査を行う、この基本方針に対して自治体の首長としてはとんでもないという声を上げるべきではないかと思うのですが、基本的な認識についてお伺いをいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、町長としての基本的な考え方で、PCR検査を行うことに対して、しっかり国にという話であれば、そのことは私も同感できることであります。

ただ現実として、私が日々コロナ対策で考えているのは、町民の安全・安心という部分で、国がきちんとやってもらえない限り町村ではできない。

それよりも、感染しないためにどうすべ

きかを、町民とどう徹底するかということに今の段階では全力を尽くすべきだということ考えで進めております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 第3波は日々過去最多というデータの山が急速に拡大しているというのが全国的な状況です。

そこで、私は、インフルエンザも同じようにワクチン接種をしているけれども、大体この時期に爆発的に広がっているということで、その広がりを見てみました。

そうしますと、前半は過去10年のインフルエンザの感染の広がりがあるのですが、ほぼ同じように急速にグラフは上向きになってきています。1年間を通してのグラフとなっていますので、これで見ますと、年末、春以降で言えば、1年の最終週は最高のピークですが、明けて1月下旬から2月中旬にはその倍に達する大きな山が来ています。10年間大体同じような傾向です。

3月上旬までは大変危険な状況が続くという状況で、まして、まだ我々はワクチンそのものを持っていないという状況ですから、この広がりには予断を許さないと考えています。

特に、自覚症状のない方々は完全に野放しにされているという状況から見ると、事実上、水をためるバケツの底に大きな穴が空いていて、そこから漏れた人たちは手の打ちようがないということで、全ての市町村はそんな状況に置かれて、一刻も早く感染の終息を願っているという状況です。

そこで、8月28日の政府の対策本部の今後の取組について見ているのですが、検査体制の抜本的な拡充の中に、感染拡大地域などにおいて、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施という項目があります。ここで「等」が含まれている。

行政用語なので大抵入りますが、この

「等」に着目をして、住民を守るために、せめて医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象として、一斉・定期的な検査の実施に踏み込むという手だては、今後の取組の方針からして当然認められているのではないかと思います。

特に、北海道は、札幌が集中的ですけれども、北海道全域が急速に感染者の拡大を見ているということから考えて、現状はまだ感染者が出ていないが、いつ出るかわからないということで、PCR検査の実施にとりあえずは全住民でなくても、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象として検査することに踏み切ることが基本的には認められているのではないかと思います。ですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 基本的には認められているということであれば、答弁もさせていただきますけれども、国がそういうふうにするということでやっていただければいいと思っております。

ただ、現実にはできていないときに、それを町単独でやるやらないという論議は、私は余り答えを出そうと思っております。

現実的に考えると、先ほど大江議員はざるといふ言葉を使われましたけれども、美幌としてエリアを設定して、人が動かないというのであれば、今言ったように全員やる形で、無症状者がいるいないという話を考えれば感染は広がらない。

その反対の例が島で起きているのは、ほかとの出入りができない中において、結果的に広がっていくことを考えれば、美幌でいけば、これだけ外から出入りする中において、それを実施するにしても、ではどこでやるか、費用のことがあるというよりもどこでやるかというときに、今の美幌町の医療機関にお願いして1回やった、いつでも、どこでも、何回でもといったときに私どもでよく言っているのは、コロナ対策も大変なやらなければいけないことではある

のですけれども、やはり透析を受けている方の命をしっかりと守るという前提の中で、やりますとは医者の方々はそこまでの判断をされないと思っております。

ですから、現実的なことを考えれば、何度も同じことを繰り返しますけれども、発生しないためにそれぞれができることをしっかりとやりましょうとお願いするしかないと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 日本のコロナウイルスの感染が人数的に非常に少ないということについては、私は一つは国民性だとか、国民の習慣が基本にあると思います。

私自身でもそうですけれども、いまだかつてインフルエンザでマスクをするということは1度もありませんでしたし、ワクチンを接種するのも今回が初めてでした。

多分多くの人は、マスクの着用だとか、手洗い、うがい、3密を避けるというのは今回が初めてだったと思うのですが、ほとんどの地域ではそれがやられているのです。やられているのでベースは広がらないという民族的な、習慣的な特性があるのだなど。風邪を引いたらマスクをすることは基本となっていますのでね。

いまだにアメリカやイギリスなどを見ると、平気でマスクを着用しないですから、うつらと思います。そういうものに助けられていることはあると思います。

しかし、通常の年であれば、過去10年間の流れで見れば、ウイルスの感染は特に冬場、寒くなって、湿度が低くなって急激に感染が広がっているということをデータから類推すると、現状の2倍あるいは3倍まで広がっても不思議ではないという状況がデータ上は出てきます。

そのときに、地元の医療機関あるいは介護施設が完全に機能を失ってしまうということになると、他の病気の人たちの命にも関わるということになってしまうと思いま

す。

そこで、全国の例を調べているのですが、例えば、広島市では飲食店従業員を対象として、10月半ばからPCR検査が一斉にされてきています。12月5日からは高齢者施設、医療機関を対象にして連日のPCR検査が開始されている。北九州市でも同様です。高齢者、障がい者・児の入所施設の職員を対象にしてやられています。

北海道でも函館市の介護施設、高齢者施設の新規入所者に対してやると。

静岡県三島市でも、65歳以上の高齢者を対象にして、いずれも無料で検査が行われているということで、全国的には特に危険な自ら感染させてはならないという部分を中心としてPCR検査が行われています。

昨日の午後になりますが、日本医師会の中川会長が記者会見を行っておりますが、全国で感染、特に市中感染が拡大している現状では誰もが感染している可能性がある。いま一度初心に立ち返って、うつらないだけではなく、うつさないことが大切であることも忘れないでほしいと、こういう訴えを行いました。

誰もが加害者になる可能性を持っているというこの訴えは、医療関係者の中でも、特に最高の指導的立場である方なので、重く受け止めなければいけないと思います。

現状ではいろんな条件があるでしょうけれども、国と地方が2分の1ずつ費用の負担をするということがありますが、各実施市町村の予算で見ますと、そんなに多額の予算は計上していないということで、私は美幌町でも可能性はあるのではないかと思います。

特に、民間のPCR検査センターを活用すべきではないのかというのは、十分美幌町でも耳を傾けるだけの価値があると思います。

これ以上の感染が急速に拡大して、美幌町でもなったときのために事前に手を打

つという意味で、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 先ほど言ったことの繰り返しになりますけれども、美幌町としては、町民の皆様が感染しないように、それぞれが日常できること、それから、北海道が今進めております新北海道スタイルをしっかり守って、かからない努力をして、できるだけ医療機関に関わることがないような努力をすることを望みたいと思っております。

医師会としても協議していただいた中で、答弁書にも書いてございますけれども、PCR検査センターを設置して、町立病院に影響がないようにということで、インフルエンザとコロナウイルスの区別ができないことによる対応を、地元としてはそういうことを想定しながらやっていただくということで進めていただいた中で、今言われたように全員を検査して、美幌町だけがという考えは今の段階では持っておりません。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 予算なども考慮して慎重にやらざるを得ないということかとは推察はいたします。それ以上は、このことについて今日は踏み込まないようにしたいと思います。

軽症者宿泊療養施設の確保については北海道ということで、美幌町に適切な施設があると思っっているわけではないですが、仮に地元で無症状あるいは軽症者が出た場合に、地元で療養ができる状況については、ぜひ引き続き御検討いただきたいということを申し上げていきたいと思っております。

事業者に対する緊急の支援については、いろいろ申し上げたいことがございます。

何よりもありがたいのは現金で支援してほしいという声、あるいは、年が明ければ消費税を払わなければならないということ

で、その対応が今のところできないということだとか、感染予防のための手だてを行っているが、その範疇で前後したとしても広く認めて補助の対象にしてほしいということなども含めて様々な意見が出ております。これは随時、町に対してもお届けをしていきたいと思っております。

今回の補正予算で、その一部が追加提案されるとお聞きしていますので、それも含めて逐次実態に即した支援の努力を行っていただければと申し上げておきたいと思っております。

時間の関係で次の項目に移りたいと思っております。

学校給食費無償化についてであります。

私は、第3子以降の無償化に踏み切ったことは積極的に評価すべきものだと思います。

同時に、残された第1子、第2子に対して未来永劫見込みがないという状況は、私はこれはいかがなものかと思っております。

答弁の中には、多子世帯の負担軽減を図る子育て支援の観点ということで、それはそうかなとは思っています。

今回、無償化補助事業として実施された予算額で言えば、全員を対象とする場合の10分の1、それから、2分の1助成から見ると5分の1ということで、多額の予算が伴うことはわかります。

私は、この間の美幌町の人口の減少状況を町のデータをいただいてグラフ化してみました。

そうすると、昭和60年、住民基本台帳では2万6,697人の人口の中で、1,000人当たり13.4人のお子さんが生まれました。357人です。平成2年、出生率が1,000人当たり10.8人、以降町の人口が減るに従って、出生率が右肩下がりに下がっている。分母が小さくなって、率が小さくなれば、生まれてくる子供は大変少ない状況になって、平成30年には年間91人、出生率も4.6人、平成31年はちよっ

と上がって106人になりましたが、5.4人。しかし、平成31年は人口1万9,316人ということで、分母が小さいので当然生まれてくる子供の数は大きく下がる。

私は様々な場面で、人口が減っていることに対して、その意味での手だてを打つ必要があるのではないかという思いをしています。

その結果として、一定の予算がかかるのはある意味仕方がないのではないかと。

どんどん人口が減って、赤ちゃんが減っていることに対して、お金がないから仕方がないと言えるかということです。

ここは、教育行政というよりも、やはり町の執行権者としての町長の姿勢が今大変大事な段階にあるのではないかと思います。

第3子以降無償化に踏み切られたのは、平野町長の御決断です。第1子、第2子、ここに何らかの完全無償化とはいかないけれども、せめて2分の1、あるいは、人によっては割合はともかく助成をしてほしいとの声があることに対して、執行者としてどうお考えなのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、学校給食費の無償化ということで、第3子、多子世帯の支援ということでやらせていただきました。

考え方として、教育長から答弁したとおり、給食費については国がきちんと出すべきだということは変わっておりません。

学校給食費という一つの項目として、親御さんにとって見れば大事なことだと私も認識します。ただ、そこだけにこだわって、第1子、第2子は無償化しないということではなくて、子育てをする中において限られた財源を使うか、そのことに支援をするかという判断だと私は思っております。

ですから、去年は幼稚園、保育園が国に

よって無償化されて、給食に係るお金は当然皆さん出してくださいと言われました。でも、今まで保育料の中に入っていた方々はなかなか納得できる話ではない。だから、保育園については町が給食費を出しましょうと。それに関連して、幼稚園等についても、今まで希望していた方、幼稚園で用意する方については無償にしました。

ですから私が言いたいのは、町として限られた財源を、子育て支援に関して何と何に出すかという選択だと思っています。

大江議員が示された人口の減少と出生率との割合、それとお金がかかるという議論は本当にそのとおりだと思っています。

そうは言っても、人口に合わせて町に交付されるお金が下がっている以上、そのことに対して何を選択するかは、その都度、首長が将来に向けてどこまで負担するかという判断をして、そして皆様の賛同を得て実施するというふうに思っておりますので、繰り返しますけれど、私は今のところ第1子、第2子に対しての無償化は考えておりません。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 私は今年、政務活動費を使いまして住民アンケートを実施いたしました。

その中の全体の約3割の方がこの学校給食費について御記入をいただきました。86%の方が給食費無償化あるいは助成の拡充に賛成だということです。子供を持つ家庭に救いの手が差し伸べられてよかった、全員無料にしてもいいと思います、少子化の歯止めになります、このとおりだと思うのです。

私は町長が発言されているように、国・道が抜けていますけれど、全道的に過疎が進行している、人口減少にどう歯止めをかけるかというときに北海道の態度は全く納得がいきません。

それは市町村がやることだと、一般会計

で美幌町民一人当たりと、全道民一人当たりの道の一般会計は同額です。どこにしているのだと、人口減少で悩んでいるときに、人口減少に対し北海道は何をやっているのかということは、市町村から発言していいのではないかと思いますし、国に対しても全く同様だと思いますので、その点では町長と認識は一致しています。

少ない予算の中で、末端のゆりかごから市町村行政の中でしかこのことを議論されていないということは、行く行く大変なことになると思います。

ちなみに、この波で言いますと、平成31年は人口2万人を切りましたので、5.4%だったら、この人たちが一人も町から出ていなくて、全員美幌町で天寿を全うされたとしても1万人にならないです。8,000人、9,000人で終わってしまう。こういうショッキングなデータが内蔵されています。

まして、美幌町は仕事がないから高校卒業したら美幌からいなくなりますとか、そういう自然減を考えたときに大変恐ろしい状況です。

私は、大いにこの美幌町の人口減少や出生率がどんどん下がっているということについては、町を挙げて議論すべきことではないかと思います。それは町がやることではないと思うのです。何を施策として取り上げるべきかということについても、全町民的な議論を大いにすべきだと思います。

私の記憶では、まち・ひと・しごと創生の計画をつくった段階で、子育て中の保護者に出したアンケートの結果、トップは小学校入学後の費用負担を軽くしてほしいということでした。

これを再度実施することがいよいよ必要になっているのではないかと、逆立ちしても全然人口は返ってこないという段階での議論ではなくて、今ならまだ可能性について大いにお互いに議論できるということ

で、ぜひ、この人口減少の、それから子育て支援ということで、私はどの施策が当たった、あるいは、当たっていないということを表しているのではないですけど、総合的な評価が結局こういうグラフに表れていると思うのですが、町長、これでこの点では最後にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。やっていただけませんか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 何を実施するかということについては、町民の皆様ときちんと論議をしなければいけないということは大江議員がおっしゃるとおりだと思っています。

この頃、それぞれの計画をつくるときのアンケートをじっくり見せていただいております。その中で感じるのは、例えば、子育て世代の方々、就学している親御さんにしてみれば、給食費を無償化してほしいということは皆さん思っているのです。

私は、例えば今やるとすれば、これとこれと5点のうちどれを優先してやってほしいか、先ほど町民の皆さんと話す必要があるというのは、そこがポイントだと思うのです。

ですから、自分が対象になっている人はやっていただいたほうがうれしい、でも気にする人は、そういう問いかけに私たちがこうしてもらおうように、こういう人たちにしてほしいという人がそういうアンケートに丸をつけなかったり、要は世代全体で美幌として何を皆さんが要求して、望んでいるものを選択するという、これからはそういう努力をしっかりと必要があると私は思っています。

その中で、本当に全町民が給食費の第1子、第2子無償化を皆さんがすべきだということであれば、それは町民皆さんの意向でありますので、町のかじ取りを任されている私とすれば、それは施策として反映しなければならぬと思っておりますので、

御理解よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） ぜひ、少子化の中の子育て支援がどうあるべきかオープンな議論を進めるべきだと思います。

ただその際に、スクラップアンドビルドという、どれかを達成するためにはどれかを手放さなければならないということが最善の方法だとは思いません。

その点も申し上げて、最後の質問に移りたいと思います。

障がい者雇用率の早期達成についてということで、実は御答弁が今年策定した計画で論を進めていますが、私は、今から39年前に国連が国際障害者年ということで、障がい者も完全参加と平等だということで各国に施策の充実を求めています。

その流れの中で、3年前に3年間の経過措置はつけるけれど、3年間2.5%で、3年後、来年3月1日からは2.6%の法定雇用率を達成してくれということで、この流れの中にあって美幌町では1人あるいは2人というレベルで達成できていないです。

私は、以前から平野町長が障がい者に対して大変思いやりを持った対応、行動を取って来られたことを知っているだけに、このままでは額面どおり美幌町は何をしているのかと見られるなど。町の評価、町長の姿勢そのものに、なんていう町だという評価を下されるのではないかということで前回も取り上げているわけです。

確かに、障がい者を雇用するのは、いろんな条件があるとは思いますが、新庁舎が目前で完成する。一月か二月かどうしても不都合があるのであれば、5月からの採用、6月からの採用だっていいではないですか。

特に、6月1日で全道一斉に雇用率が再び発表されます。当然のこのように、北海道労働局は未達成だということで公にされます。もともとそういう冷たい町であれ

ば別ですけど、決してそうではないのに、何だという思いで質問をしています。

何とか手だてを取っていただけませんか。町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまのお話でございます。

新庁舎建設に伴いまして、障がいのある方含めて職員が働きやすい職場環境が整うということでございます。

そういう中で、ただいま法定雇用率を下回っておりますので、速やかに法定雇用率を上回るよう関係機関とも協議しまして、障がい者の雇用を確保するという形で、美幌町へ就職を希望される方も必要でしょうし、応募していただけるようにPR、周知、募集をかけながら、ぜひ来ていただきたいという形で法定雇用率の確保に向けて、計画的に雇用の推進に取り組んでまいりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 管内の町村会の採用試験の制度があるようですが、聞くところによりますと、そこでは障がい者という枠で確保されてはいないということも含めて、ぜひ改善すべきだと思いますし、町独自でも努力をしていただきたいということを申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、3番大江道男さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時20分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 発議第2号

○議長（大原 昇君） 日程第3 発議第2号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 発議第2号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の条例改正については、11月臨時会において可決され、令和3年4月1日より部の新設や再編などが行われることから、委員会条例中における部の名称について変更するものであります。

変更内容については、総務文教厚生常任委員会の所管に町民生活部を加え、民生部を福祉部に改め、経済建設常任委員会の所管である建設水道部を建設部に改めるものであります。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第2号美幌町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第67号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第67号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書5ペー

ジになります。

議案第67号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御説明を申し上げます。

令和元年8月13日議決の美幌町役場庁舎建設電気設備工事に係る工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

役場庁舎の建設工事につきましては、建築主体、電気設備、機械設備の3分割により発注し、令和3年2月15日の完成に向けまして工事は順調に進んでございますが、電気設備の工事内容の一部に変更が生じたことから、設計変更を行うものでございます。

変更する事項としては、契約の金額を4億150万円から1,569万7,000円増額し、4億1,719万7,000円といたします。

契約の相手方は、電建・北新特定建設工事共同企業体。代表者、網走郡美幌町字美禽184番地12、株式会社電建美幌支店、支店長飯坂伸一であります。

変更の概要として、1点目は、電力量・電流値の計測点追加及び計測間隔の短縮に伴う増、2点目は、電話交換機工事及びLAN配線工事の追加に伴う増、3点目は、機器の仕様変更及び設置台数の変更等に伴う増減、以上になります。

なお、工期につきましては、令和3年2月15日で変更はございません。

以上、議案第67号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第67号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第68号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第68号美幌町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書6ページになります。

議案第68号美幌町債権管理条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町債権管理条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第68号関係。

美幌町債権管理条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、延滞金に係る用語の名称を改正するものであります。

改正内容でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日に施行され、延滞金に係る用語である特例基準割合の名称が延滞金特例基準割合に変更されます。

このため、条例で規定する割合の用語を特例基準割合から延滞金特例基準割合へ改正するものであります。

参考資料2ページに条例改正に係る新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、地方税法。

施行日は、令和3年1月1日でございます。

以上、議案第68号につきまして御説明をいたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第68号美幌町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第69号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第69号美幌町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書7ページになります。

議案第69号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開き願います。

資料2、議案第69号関係。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判

定所得の算定基準について改正するもの
あります。

改正内容であります。個人所得課税の
見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し
となります。

個人所得課税におきまして、働き方改革
を後押しする観点から特定の収入にのみ適
用される給与所得控除、公的年金控除の控
除額を10万円引き下げ、どのような所得
にも適用される基礎控除を10万円引き上
げる改正が令和3年1月1日から施行とな
ります。

このため、国民健康保険税の負担水準に
関して、被保険者が2人以上いる世帯の場
合、個人所得課税の見直しにより軽減措置
の対象に該当しないケースがあることか
ら、不利益が生じることのないように軽減
判定所得の算定基準を見直そうとするもの
であります。

今回の改正では、軽減判定所得につつま
して基礎控除額を33万円から43万円に
引き上げるとともに、被保険者のうち一定
の給与所得者と公的年金等の支給を受ける
者の数の合計数から1を減じた数に10万
円を乗じて得た金額を加え、軽減対象を判
定する際の基準額といたします。

その他、法改正に伴う引用条項、字句の
整理を行います。

なお、参考資料4ページ以降に新旧対照
表を添付しておりますので、御参照いただ
ければと思います。

根拠法令は、地方税法。

施行日は、令和3年1月1日ございま
す。

以上、議案第69号について御説明をい
たしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま
す。

これから、議案第69号美幌町税条例の
一部を改正する条例制定についてを採決し
ます。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決
されました。

◎日程第7 議案第70号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第
70号美幌町子ども発達支援センター条例
の一部を改正する条例制定についてを議題
とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の9ペー
ジをお開きください。

議案第70号美幌町子ども発達支援セン
ター条例の一部を改正する条例制定につい
て御説明申し上げます。

美幌町子ども発達支援センター条例の一
部を改正する条例を次のように制定しよう
とする。

記以下につきましては、参考資料で御説
明いたしますので、参考資料の7ページを
お開きください。

資料3、議案第70号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正目的であります。現在、美幌小学
校内で実施している幼児ことばの教室を、
子ども発達支援センター建物内に移転させ
るため、本年9月定例議会で内部改修費に
ついて補正予算を計上させていただいたと
ころですが、このたび改修工事が完了した
ことに伴い、条例改正を行うもので、発達
支援センターと幼児ことばの教室が一体と
なり、幼児期における発達の相談等に対し
て支援していくものであります。

改正内容ですが、美幌町子ども発達支援

センター、幼児ことばの教室の位置を、現在の美幌小学校内から発達支援センター所在地である仲町1丁目142番地の69へ改正するものです。

新旧対照表につきましては、8ページを御参照願います。

施行日は、令和3年1月1日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第70号美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第71号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第71号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の10ページをお開きください。

議案第71号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説

明いたしますので、参考資料の9ページをお開き願います。

資料4、議案第71号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正目的であります。地方税法等の一部改正に伴い、延滞金に係る用語の見直しによる改正を行うものです。

改正内容ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日に施行となり、地方税法における延滞金に係る用語である特例基準割合が延滞金特例基準割合と見直しされたことに伴い、条例を改正するものです。

新旧対照表は、10ページでございます。

根拠法令等は地方税法で、施行日は令和3年1月1日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第71号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第72号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第72号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書12ページ

ージになります。

議案第72号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

令和2年度美幌町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、ふるさと納税に係る必要経費の増額のほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事務事業の中止等に係る予算の整理、事業費の確定に伴う執行残の整理などを行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,410万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億8,460万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正で御説明いたしますので、議案書の16ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

1段目の役場庁舎改築等事業につきましては、建築主体工事、機械設備工事の内容に変更が生じたことから設計変更を行いたく、その財源を地方債に求めるものであります。

設計変更の内容につきましては、後ほど歳出において御説明いたしますが、地方債を790万円増額し、補正後の限度額を14億5,980万円といたします。

起債の名称は、公共施設等適正管理推進事業債、充当率は75%、交付税措置率は30%であります。

4段目の町内消費喚起プレミアム商品券発行事業につきましては、その財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することによる減額となります。

ほかの事業につきましては、事業費の確定に伴う予算の整理でございます。

次に、議案書の17ページになります。

臨時財政対策債につきましては、借入額の確定に伴う予算の整理でありまして、充当率は100%、元利償還金の全額が普通交付税で措置されます。

以上のとおり、地方債の限度額を2,153万6,000円減額し、補正後の限度額を30億8,596万9,000円といたします。

続いて、歳出につきまして御説明をいたしますので、27、28ページをお開き願います。

1款議会費、1項、1目議会費、1、議会運営事務費の減のうち、議員報酬155万4,000円の減は、新型コロナによる町民生活への影響を踏まえ、本年7月から令和3年3月まで議員報酬を5%減額したことによる予算の整理となります。

次に、2款総務費、1項、4目財産管理費、2、庁舎改築等事業費の増のうち、手数料の3万円は、建築確認に係る計画変更申請手数料などによる増額であります。

一つ飛んで工事請負費、役場庁舎建設建築主体工事490万6,000円は、労務単価の変動に伴うスライド条項の適用のほか、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、トイレブース及び階段手すりの変更、網戸の設置などによる設計変更に伴う増額となります。

役場庁舎建設機械設備工事39万6,000円は、自動制御盤の仕様変更などによる設計変更に伴う増額となります。

次に、下段の5目企画費、1、政策推進事業費の増のうち、事務事業協力報償1,400万円、手数料109万8,000円、次のページ、30ページになります。上段のふるさと寄附金募集受付業務委託料190万円、次の積立金1,000万円につきましては、ふるさと納税の増収を見込んでの増額補正となります。

当初予算におきましては、ふるさと納税を4,300万円と見込み、返礼品などの必要経費を予算措置いたしました。本年10月末現在の寄附金の総額は2,403万1,000円と前年度を大きく上回っていることから、今年度末の寄附総額を7,000万円に上方修正し、必要経費に係る予算を措置するものでございます。

次に、中段の9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、積立金の5万円は、10月13日、弟子屈町在住の増子清様より、ご子息の故増子和也様が生前美幌町にお世話になったお礼として、5万円の御寄附をいただきましたので、財政調整基金に積み立てるものであります。

なお、参考資料11ページに基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

次に、11目諸費、7、特別定額給付金給付事業費の減、952万9,000円の減につきましては、新型コロナの感染拡大を受け実施されました国の緊急経済対策で、町民に一律10万円を給付した事業の実績に伴う予算整理となります。

本町における給付対象者は1万9,139人であり、申請のあった給付者の総数は1万9,121人、給付を希望されなかった方は8人、未申請の方は10人となっております。

次に、31、32ページをお開き願います。

3款民生費、1項、3目高齢者福祉費、中段から下になります。

8、介護保険特別会計負担事業費の増、繰出金、介護保険特別会計繰出金320万8,000円は、介護サービス給付費の増額に伴う一般会計からのルール分の繰出金になります。

下段の5目障害福祉費、3、障害者自立支援事業費の増、業務等委託料、障害者福祉システムプログラム改修委託料115万5,000円は、国の障害者自立支援給付審

査支払い等システムの改修に係る委託料の追加であります。

その下の庁用備品23万6,000円は、遠隔手話サービスに使用するタブレット端末の購入費用となります。

議案書の33、34ページをお開き願います。

上段になります。

2項、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増、補助金、認定こども園施設整備補助金138万9,000円、次の保育所等整備補助金19万5,000円につきましては、美幌大谷幼稚園の施設整備に係る事業費の確定に伴う増額になります。

その下の新型コロナウイルス感染予防対策支援事業補助金50万円につきましては、美幌藤幼稚園に対して、国の緊急包括支援交付金を交付するための間接補助となります。

中段の4目児童措置費、1、児童手当支給事業費の増、償還金利子及び割引料558万2,000円は、令和元年度児童手当国費交付金の精算に伴う返還金になります。

35、36ページになります。

6款農林水産業費、1項、上段の4目農業振興費、2、新規就農者等支援事業費の減、交付金、農業次世代人材投資資金150万円の減であります。新規就農者1名が国の資金対象となっておりますが、農業機械導入に係る国庫補助事業を申請し、資金の対象から除外されたことによる予算の整理となります。

中段になります。

7款商工費、1項、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の減、補助金、新型コロナウイルス対策中小企業者感染予防支援金3,710万円の減は、事業者に対して感染予防対策として一律10万円を支給するもので、当初700件分の予算を措置いたしました。実績が329件となりましたので、今回予算の整理を行います。

次に、3目観光費、1、観光振興事業費

の増、負担金、女満別空港整備利用促進協議会負担金272万円につきましては、管内の2市9町で構成する協議会におきまして、コロナ禍における航空事業者の運行維持に対する支援経費を予算計上するものであります。

総事業費は3,021万6,000円でありまして、その9%相当額272万円を美幌町が負担いたします。なお、財源といたしまして地方創生臨時交付金を200万円充当いたします。

このページの下段、8款土木費、2項、2目道路橋梁維持費、2、道路橋梁補修事業費の減、業務等委託料、道路標識調査業務委託料438万2,000円の減であります。こちらは事業費調整により調査を2か年に変更することに伴う減額補正となります。

次の37、38ページにつきましては、いずれも入札執行残の整理になります。

39、40ページをお開き願います。

10款教育費、1項、3目教育振興費、1、教育振興事業費の減、補助金、美幌高等学校間口対策補助金160万円の減であります。令和2年度の入学者を92名と見込んで所要額を予算計上いたしましたが、入学者が69名となりましたので、予算の整理を行います。

次に、中段になります。

4項、2目社会教育振興費、5、芸術文化振興事業費の減のうち、積立金1万円につきましては、10月23日、北海道コココーラボトリング株式会社様から、びほーるギャラリーに設置されております自動販売機の売上げの一部9,791円の御寄附がありましたので、基金に積立てを行うものでございます。

次に、41、42ページになります。

下段になります。

12款職員給与費につきましては、給与改定に係る期末手当の減額、人事異動に伴う会計間異動等による予算の整理となりま

す。

続きまして、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書の21、22ページにお戻りを願います。

12款地方交付税、1項、1目、1節地方交付税9,052万9,000円は、普通交付税の額の確定に伴う増額であります。

次に、中段から下になります。

16款国庫支出金、2項、7目、2節観光費補助金200万円ではありますが、先ほど歳出で御説明したとおり、女満別空港整備利用促進協議会負担金に地方創生臨時交付金を充当するための予算計上になります。

なお、本町に交付される臨時交付金の予定総額につきましては、6億7,156万5,000円ではありますが、今回の補正を含めた充当額は6億2,392万8,000円となります。残る4,763万7,000円につきましては、今後のコロナ対策に充ててまいりたいと考えてございます。

議案書23、24ページになります。

19款寄附金、1項、1目、1節一般寄附金2,705万円のうち、5万円につきましては、10月13日、弟子屈町在住の増子清様より、ご子息の故増子和也様が生前美幌町にお世話になったお礼として御寄附をいただいたものでございます。

ふるさと寄附金の増2,700万円は、寄附件数の増加を受けまして、当初予算に計上した4,300万円を7,000万円に上方修正いたします。

4目、2節社会教育費寄附金1万円につきましては、10月23日、北海道コココーラボトリング株式会社様から、びほーるギャラリーに設置をしております自動販売機の売上げの一部、9,791円について御寄附をいただいたものでございます。

20款繰入金、1項、1目、1節財政調整基金繰入金、1億1,859万6,000円の減とその下の2目、1節公共施設整備基金繰入金1億6,550万円の減につきま

しては、今回の補正予算に係る財源調整として、それぞれ基金への繰り戻しを行うものでございます。

21款繰越金は、平成31年度決算に係る前年度繰越金の全額を支消するものであります。

22款諸収入、5項、5目、1節雑入31万2,000円のうち、物品等売払の増、30万円につきましては、公園遊具の撤去により発生した鉄くずの売払収入になります。

25、26ページになります。

23款町債につきましては、第2表地方債補正で御説明したとおりでございます。

申し訳ございません。

歳出において、私の説明内容に一部誤りがございましたので、恐れ入りますが議案書の40ページをお開きいただきたいと思います。

このページの3行目です。

美幌高等学校間口対策補助金160万円の減ということで、今年度の美幌高校の入学者数を、私は69名と説明をいたしましたが、65名が正しい数字でございます。69名ではなく65名が正しい数字でございますので、申し訳ございませんが訂正をいただければと思います。

以上、議案第72号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 私から1点だけですけれど、32ページ、障害者自立支援事業費の増、庁用備品23万6,000円です。

手話遠隔サービスのタブレット購入のお金だと思うのですが、タブレット端末を何台購入しようと計画されているのか。

お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 端末につきましては、1台となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） その1台はどこに置く予定でしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） しゃきつとプラザの窓口において活用することとなっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 現在使っているタブレット端末もあると思うのですが、それも併用して使うということによろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、現在、団体からお借りしているタブレットを使用させていただいております。そちらは基本的に高齢者福祉で使ってほしいということで団体からありましたので、基本的には新しく購入するタブレット端末を使用させていただくのですが、もし、2名同時に障がいのある方が来庁されましたら、両方のタブレットを使って受付するということがあるかと思えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それでは、1点だけ質疑させていただきます。

40ページの教育振興費です。

美幌高等学校間口対策補助金、160万円の減額ですけれども、こちらが減額になった詳細を教えてください。

す。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 美幌高等学校間口対策補助金の減額の内訳でございます。

当初予算では、町外農業科を12名で120万円を見込んでおりましたが、実績といたしましては7名で70万円の支出となっているところでございます。

普通科及び町内農業科に入学する生徒につきましては、80名で1人5万円の400万円を見ていたところでございますが、実績といたしましては、58名で290万円の支出となっているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第72号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第73号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第73号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案書の46ページをお開き願います。

議案第73号令和2年度美幌町国民健康

保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給与の改定及び一般被保険者保険給付費の増額に伴う補正でございます。

令和2年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,828万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,504万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、55、56ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費は、給与改定に伴う職員手当等の減額と人事異動に伴う職員の会計間異動の人件費を精査した結果、831万8,000円を減額するものでございます。

2款保険給付費は、支給実績の見込みにより、1項療養諸費を830万円、2項高額療養費を1,800万円それぞれ増額するものです。

57、58ページをお開き願います。

5項葬祭諸費につきましても、支給実績の見込みにより30万円増額するものです。

次に、歳入を御説明いたしますので、53、54ページをお開き願います。

2、歳入。

2款道支出金につきましては、保険給付費の増に伴い保険給付費等普通交付金を2,660万円増額するものでございます。

4款繰入金につきましては、1項、1目一般会計繰入金を人件費の減額等に伴い831万8,000円減額するものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお

願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第73号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第74号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第74号令和2年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案書の60ページをお開き願います。

議案第74号令和2年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給与の改定及び後期高齢者医療広域連合負担金の確定等に伴う補正でございます。

令和2年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,241万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、69、70ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費のうち、期末・勤勉手当、職員共済費等及び退職手当組合負担金については、職員の給与改定に伴う減額であります。

業務等委託料、後期高齢者医療システム改修委託料140万3,000円の増額につきましては、平成30年度税制改正における住民税の基礎控除額見直しに伴い必要となるシステムの改修費用であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和元年度の事務費精算に伴い事務費負担金を205万2,000円減額し、保険基盤安定負担金の確定及び保険料の実績見込みにより保険料等負担金を260万5,000円増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、67、68ページをお開き願います。

2、歳入。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、実績見込みにより特別徴収保険料を414万9,000円増額し、普通徴収保険料を28万2,000円減額するものでございます。

2款繰入金につきましては、広域連合市町村事務費負担金の減に伴い事務費繰入金を97万7,000円減額し、保険料の軽減措置分の確定に伴う保険基盤安定繰入金を166万円減額するものでございます。

3款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定による補正でございます。

5款、1項国庫補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金28万円の増額につきましては、後期高齢者医療システム改修費に対する補助金であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第74号令和2年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第75号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第75号令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案書の72ページをお開き願います。

議案第75号令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給与の改定及び介護サービス給付費等の実績見込みに伴う補正でございます。

令和2年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,954万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,180万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、83、84ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費34万1,000円の減については、給与改定に伴う職員手当等の減額であります。

1款総務費、3項、1目介護認定審査会費及び2目認定調査費につきましては、社会保険料の率の改定に伴いそれぞれ増額するものでございます。

その下、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、施設介護サービスの利用者の増加に伴い4,722万5,000円を増額するものです。

その下、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費につきましては、支給実績及び今後の給付見込みの増に伴い400万1,000円を増額するものです。

85、86ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、サービス利用者の増加に伴い165万6,000円を増額するものです。

その下の2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた協議会が開催できなかったことにより減額するものでございます。

その下、2目任意事業費につきましては、当初、居宅介護サービス計画の点検指導を行うための会計年度任用職員の採用を予定していたところですが、応募見込みがないことから減額するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、79、80ページをお開き願います。

2、歳入。

3款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、施設介護サービス費及び高額介護サービス費の増額に伴い788万4,000円を増額するものでございます。

その下、2項国庫補助金、1目調整交付金384万7,000円につきましては、介

護サービス費及び高額介護サービス費の増額に伴う増でございます。

その下、3目介護保険事業費補助金につきましては、介護保険法改正に対応するシステム改修に係る補助金の内示があったことから、170万円を増額するものでございます。

その下、3項地域支援事業交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた協議会が開催できなかったことにより減額するものでございます。

その下、4款、1項支払基金交付金1,383万1,000円及び5款、1項道負担金876万4,000円につきましては、施設介護サービス費及び高額介護サービス費の増額に伴う、それぞれの負担割合に基づく増でございます。

その下、2項地域支援事業交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた協議会が開催できなかったことにより減額するものでございます。

その下、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は、施設介護サービス費及び高額介護サービス費の増額に伴い640万3,000円、2目地域支援事業繰入金、1節介護予防・日常生活支援総合事業繰入金は、地域支援総合事業における介護予防・生活支援サービス費の増に伴い158万6,000円増額するものでございます。

その下、包括的支援事業・任意事業繰入金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた協議会が開催できなかったこと及び当初予定していた居宅介護サービス計画の点検・指導を行うための会計年度任用職員の採用見送りにより、275万円減額するものでございます。

81、82ページをお開き願います。

4目その他一般会計繰入金は、システム改修に係る補助金の内示及び人件費の減額

等に伴い、203万1,000円減額するものでございます。

その下、2項基金繰入金、1,049万7,000円の増につきましては、今回の補正財源を介護保険基金に求めるものです。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料11ページに添付させていただいておりますが、4,400万6,000円となります。

その下、9款諸収入につきましては、会計年度任用職員の減に伴う雇用保険納付金の減額であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 84ページの施設介護サービス給付費、利用増ということですが、施設ごとにどういう利用でこれだけの金額になっているのかお知らせください。

86ページの介護予防・生活支援サービス等費が165万6,000円増えておりますので、これもサービス事業ごとに分ければ内訳をお教えください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、まず、施設介護サービス給付費の補正ということで、4,722万5,000円の内訳ということでございます。

こちらにつきましては、介護老人福祉施設サービス費が増額となっております、5,366万2,583円の増を見込んでおります。

また、介護医療院サービスも増額要因ですけれども、2,595万7,883円の増額見込みでございます。

減額要因が、介護老人保健施設サービス費が2,950万3,888円、もう一つ、減額要因がございまして、介護療養型医療

施設サービス費が289万2,521円の減額要因となっております。

以上を合わせまして、4,722万4,057円になりますけれども、こちらを4,722万5,000円の増額補正とさせていただいております。

続きまして、介護予防・生活支援サービス費の内訳でございますけれども、訪問型サービスが減額要因となっております。減額が177万7,342円。

増額要因となっておりますのが、通所型サービスでございます。こちらが343万3,970円となっております、合計しますと165万5,659円になりまして、165万6,000円の増額補正とさせていただいております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 84ページの施設介護サービス費の施設ごとの内訳がわかりました。

それで、老健が2,950万3,000円ほど減っているということで、減る要因というのは、コロナで利用が減ってきたのか、それとも違う要因なのか、その辺の減額の要因を押さえていれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 先ほどの御質問でございますけれども、介護老人保健施設、老健の減額要因でございますが、主な要因としましては、利用者の利用減ということでございまして、やはり新型コロナウイルスが要因となりまして、利用者が控えているという理由もございしますが、もう一つは、施設側も介護従事者の方々が少ないということもございまして、サービスを一部、ベッドを使えない状況もあるということも伺っております。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さ

ん。

○12番（上杉晃央君） 私も一般質問でも質問しましたけれども、施設側でコロナがあつて利用制限をしているということが、特に老健の中では、利用者数の定員を施設側で人が用意できないから我慢していただいで少し減らしてきたという要因が強かったと押さえていいですか、この減額については。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 議員がおっしゃいました要因の件数ですけれども、何件かという件数を把握しておりませんので、お答えできかねるのですけれども、平成31年度から介護従事者の方々が足りなくて、ベッドが一部使えないということは伺っておりますので、割合としてはわかりませんが、そういった影響があるかと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 同じく、84ページ、今回答をもらいました施設介護給付の4700万円の増額中の老人福祉施設サービスで5,300万円も増えているこの中身を詳しくお願ひしたいです。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 介護老人福祉施設サービスの増額要因としましては、住所特例分が増えていることが要因かと思われまふ。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 平成30年度の施設給付が6億円だったのが、今回、予定より増えるとなつたら、6億7,000万円、今までの中で1番高い給付費になります。3年前から見て、予定でいくと5億8,000万円が6億7,000万円になり、約

9,000万円、3年間で約9,000万円給付費が増えるのです。今後もこういう要因が発生するのかわからないのか。

今後、住所地特例がこれだけ増えるのであれば、介護保険の中身も変動する幅が大きくなるかと思えますけれど、その辺はどうなのですか。簡単をお願いします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 先ほどの5,300万円の増額の理由としまして、当初計画では利用件数として1,152件、これが今年度は1,283件見込まれることから131件の増ということで見込んでおりますが、議員おっしゃられております、今後3年間、令和3年度からの3年間の見込みということでございますけれども、現在、第8期の介護保険事業計画で精査中でございますので、この場ではお答えできないということで御理解をお願いしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） そういうことなのですからけれど、今回上がった要因が住所地特例の関係だと言ったのですけれど、これは3年前の計画で見たら8,000万円も上がっていて、大きな動きがあるので、これがまた次もこういう大きな動き発生するものなのかどうか、臆測ですけど、どうなのかという形で聞いたのです。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 回答が的を射ないかもしれませんが、御容赦いただきたいですけれども、推測ではあるのですが、以前よりも住所地特例分のサービス費が増えている要因は、恐らく近隣の市や町の介護老人福祉施設で以前よりは空いてきているのかなど。そこを待機者の方々が利用されて、その分増えているということが一部の要因でなかろうかと考えておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第75号令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第76号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第76号令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書88ページをお開き願います。

議案第76号令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和2年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員の給与改定による減額及び工事請負費等の確定に伴う減額、消費税確定申告及び平成31年度借入利率確定等に伴う補正を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ819万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,429万円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で

御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正で御説明申し上げますので、議案書の91ページをお開き願います。

第2表、地方債補正であります。

公共下水道事業の限度額6,730万円を、事業費の確定に伴い140万円を減額し、6,590万円とするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、議案書の97ページ、98ページをお開き願います。

3、歳出であります。

1款、1目一般管理費、職員手当等、共済費と負担金につきましては、職員の給与改定による減額で、その下の公課費218万5,000円の減につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告に伴い、その後の中間納税額が確定したことによる減額でございます。

その下の3目建設費、委託料184万1,000円と、工事請負費189万8,000円の減は、入札による額の確定に伴う減額でございます。

その下の2款公債費、償還金利息及び割引料211万8,000円の減につきましては、平成31年度発行分の起債借入利率確定に伴う利子償還金の減及び平成21年度発行分の下水道債の借入利率の変更に伴う利子償還金の減額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、議案書の95ページ、96ページにお戻り願います。

2、歳入であります。

1款、1項、3目個別排水処理特別会計負担金の減と、その下の公共下水道事業費の国庫補助金は、事業費確定に伴う減額であります。

その下、4款繰入金、一般会計繰入金929万円の減額は、今回の補正に伴う財源調整によります一般会計への繰り戻しであ

ります。

その下、5款繰越金、前年度繰越金447万8,000円の増額は、前年度繰越金を予算化するもので、平成31年度決算における繰越金は全て予算化されるものであります。

1番下の7款町債、公共下水道債につきましては、事業費確定に伴う減額であります。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第76号令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第77号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第77号令和2年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書の100ページをお開き願います。

議案第77号令和2年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和2年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員の給与改定に伴う公共下水道特別会計への人件費相当分の負担金の補正、消費税の確定に伴う補正及び平成31年度発行分の起債借入利率の確定に伴う公債費の減額補正を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億881万4,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、議案書の109ページ、110ページをお開き願います。

3、歳出であります。

1款、1目一般管理費、負担金1万5,000円の減につきましては、個別排水処理の事務を担当しております職員の給与改定に伴うものでございます。

その下、2款公債費、償還金利子及び割引料17万5,000円の減につきましては、平成31年度発行分の起債借入利率の確定に伴う利子償還金の減であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、議案書の107ページ、108ページにお戻り願います。

2、歳入。

3款、1目一般会計繰入金112万5,000円の減であります。今回の補正に伴う財源調整によります一般会計への繰戻しであります。

その下、4款、1目、前年度繰越金50万5,000円の増は、前年度繰越金を歳入に予算化するもので、平成31年度決算における繰越金は全て予算化されるものでございます。

その下、5款諸収入、消費税還付金42万7,000円と、雑入3,000円の増は、平成31年度消費税申告が終了したことによる予算の整理でございます。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第77号令和2年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第78号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第78号令和2年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書の112ページをお開き願います。

議案第78号令和2年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和2年度美幌町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員8名に係る給与の改定及び人事異動による人件費の補正を行おうとするものでございます。

収益的支出の補正、第2条と資本的支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び予算書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第7条に定めた経費は記載

の金額であります。

次に、議案の113ページ、114ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項、2目配水及び給水費から4目総係費までは、いずれも職員7名分の給与の改定及び人事異動による人件費の補正でございます。

その下、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費であります。企業債償還利息23万5,000円の減額は、平成31年度発行分の企業債借入利率の確定に伴う支払利息の減額であります。

次に、議案書の115ページ、116ページをお開き願います。

資本的支出であります。

記載の金額は、いずれも職員1名分の給与の改定による人件費の減額補正であります。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしく願います。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第78号令和2年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第79号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第79号令和2年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを議題としま

す。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案124ページをお開き願います。

議案第79号令和2年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の給与改定及び会計間の異動並びに年度途中の就職に伴う人件費の補正と診療の維持に必要な修繕料の増額補正、国及び道の新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制整備等に関わる補助金収入について計上するものであります。

第1条、令和2年度美幌町の病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正につきましては、当初予算におきまして見込んでいた外科及び小児科診療の年間患者数について、医師確保ができなかった期間に相当する患者数を今回減ずるもので、年間患者数の入院につきましては、1,325人減の2万6,780人で、外来につきましては、4,216人減の7万142人へ、1日平均患者数の入院を4人減の73人へ、外来を17人減の289人にするものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正、次のページ、126ページの第4条、資本的収入の補正につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の人件費の補正により、職員給与費から5,788万8,000円を減額し、9億5,900万6,000円にしようとするものでございます。

次に、127、128ページをお開き願います。

収益的収入の補正であります。

医業収益の1、入院収益4,400万円と、2、外来収益2,000万円の減につきましては、年度当初より外科医師及び小児科医師が確保されるものとしてその収益を予算計上しておりましたが、小児科につきましては7月まで、外科医につきましては現在も採用できていないことから、不在期間に相当する収益について今回減額をするものであります。

医業外収益、他会計負担金の一般会計負担金762万1,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した医療体制整備事業費として、今年度当初予算に計上しております病院正面駐車帯改修費用を対象事業に加えるため、一般会計負担金を増額するものであります。

医業外収益、国庫補助金のうち、インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業補助金1,000万円につきましては、救急告示病院として救急医療を提供する中、疑い患者の診療についても対応に当たる可能性があることから、院内感染の防止や診療体制の確保に必要とする感染廃棄物の投棄、寝具交換、清掃、警備、検査機器保守などの業務委託料を対象経費とする補助金について計上を行うものであります。

なお、対象とする業務委託料は、当初予算に計上しているものを充当するものであります。

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金122万1,000円につきましては、発熱者等診療検査医療機関として、本年10月22日付で北海道から指定されたことから、発熱外来の設置時間と患者数から算出される外来診療検査体制確保料として計上するものであります。

医業外収益、道補助金、感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金（支援

金支給事業）2,000万円につきましては、国庫補助金の1,000万円と同様に、院内感染の防止や診療体制の確保に必要な業務委託料を対象経費とする補助金について計上するものであります。

次に、129、130ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

医業費用の給料から法定福利費までは、今回の職員の給与改定及び会計間の異動、年度途中に採用できなかった医師分、医療技術職の年度途中の就職に伴う人件費の執行見込みから補正を行うものであります。

給料のうち、会計年度任用職員（フル）につきましては、フルタイムの勤務からパート勤務へ移行した看護師4人分を報酬へ振り替えているもの、報酬のうち臨時医師報酬につきましては、非常勤医師による泌尿器科診療が、本年5月より毎週2日から3日となったことにより増額の補正を行うものであります。

3目経費の修繕費の診療用機器等修繕料37万4,000円は、電子カルテ端末5台分の記録装置修繕として、その他施設器具等修繕料165万円は、暖房用設備、病室等の換気設備、トイレ等の手洗い自動水洗など、老朽化による設備等の部品交換等の修繕料として増額するものであります。

次に、131、132ページをお開き願います。

資本的収入の補正であります。

一般会計負担金762万1,000円の減は、今年度の補正予算にて計上いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業としていた医療提供体制等構築に要する経費について、その一部が道補助金の交付対象となることから、その相当分について減額を行うものであります。

道補助金、感染症医療提供体制整備事業費補助金588万5,000円は、一般会計負担金で説明のとおり、地方創生臨時交付

金の対象としている発熱外来を設置した簡易診察室に導入する簡易陰圧装置、エアコン、電子カルテ端末が補助金交付対象となることから、その補助金を計上するものがあります。なお、補助率につきましては購入費用の10分の10であります。

感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金（設備整備等事業）173万6,000円は、院内感染の防止や診療体制確保に必要な病室における簡易陰圧装置、外来待合室におけるフィルターパーティションが補助金交付対象となることから、購入費用の10分の10について計上するものがあります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 総体の質問ですけど、予算書の140ページを見ると、当期損益金が大きくマイナスになっていないということを考えまして、今回、コロナの関係でいろんな形でお金が動いていると思うのですが、結果的に入院と外来の患者が減っているけれど、給与等の減額分とその他のコロナ対策分で相殺されて、極端に言うときりぎりプラス、この表でいくと赤字よりプラスになっている。

ただ、お聞きしたいのが、4月からコロナ禍によって外来の患者が減っているのかなど。それについて影響が出ているのかどうか。

それと、看護師たちの勤務体制も含めて過重になっていないのか、そこをまず1回目お聞きします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問にお答えします。

今年度の予算については、4月以降の外来及び入院に係る収益につきまして、患者数も含めてかなり減少しているのが実態で

ございます。患者数で申し上げますと、全体で14%程度の減少、収益で見ますと、失礼しました。

訂正させていただきます。

患者数で13.7%、収益で10.1%、これは11月末現在の収益と患者数を計算しているものでございます。これは比較対象は前年度の患者数と収益になっておりますので、影響はかなり出ているということでございます。

それに伴う経費等の関係も当然出てくることもありまして、今回の補正についてはそれを盛り込んでいないという状況でございます。

あと、医師を含めて看護師の負担ということでございますけれども、発熱外来を設置して、町内の発熱患者様がうちの病院に多く受診されていて、その中でも疑いのある患者様が相当いらっしゃるということで、それに関わる検査ですとか、例えば、入院後に検査が必要になったとか、そういった対応を含めて、看護師、医師も含めて、精神的な負担というのは相当かかっているだろうと思っておりますが、現在、それが原因で影響が出ているということはないですが、精神的にはかなり負担になっているということでございます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 全体的に収益が下がっても経費のほうカバーされるので、このまま推移すると例年どおりの数字でいくのかなど。

ただ、この収益が減った分というか、患者さんが減ったのは病気にならないから減ったのか、いろんなことがあるのですけれど、今後、インフルエンザのワクチンの関係も出てきて、また増えるかと思うのですけれど、先生の数と投資した金額と看護師の数、あと経費の分でいきますと、投資効率でいくと昨年並みの推移で行けるのかどうか。

経営指数として、コロナの影響がなく終わるのか、その辺がどうなのかだけ推測でお願いします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問でございますが、今現在の推測といたしましては、かなり厳しい、前年どおりにはいかないのではないかと推測をしております。

収益で10%減というお話をさせていただきましても、去年は入院・外来の収益で16億円ほどの収益があったわけですが、その10%となりますと1億6,000万円です。単純ですけど。

そういった数字が見込まれるということからも、今年度の経営の数値については、かなり厳しいものになるのではないかと予測をしているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 130ページで1点。

給料と報酬のところ、会計年度任用職員がフルからパートに4名移って給料の減額と、逆に報酬が増になっているのですけれど、フルタイムの4人がパートになって、人数が増えているのかどうかと、それによって病院側で業務上大きな影響が出ないのかどうか。

その辺のことだけお尋ねしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） お答えします。

関係する看護師が4人ということですが、人数は変わらずフルからパートに移行されております。

パートということで、時間での働き方に変わっているということでございまして、影響が全くないかといえば嘘になりますが、体制を組み直す中で対応している状況

でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第79号令和2年度美幌町病院事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、15時20分といたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（大原 昇君） 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 先ほど、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

町長から追加議案として、議案第80号動産の取得について、議案第81号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてが提出されましたので、本日、第3日目の日程に追加し、審議することに決定いたしました。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いして、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、この後、日程第17意見書案第10号コロナ禍による地域経済対策を求める意見書についての前に、議案第80号動産の取得及び議案第81号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを議事日程に追加し、それぞれ追加日程第1及び追加日程第2としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号動産の取得について及び議案第81号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてをそれぞれ追加日程第1及び追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

◎追加提出案件の概要説明

町長から提出されました追加議案について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本定例会に追加して御提案いたします議案につきまして、御説明を申し上げます。

動産の取得について。

議案第80号は、トラクターについて入札結果に基づき取得することについて議決をいただきたいのであります。

令和2年度一般会計補正予算（第10号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業として、新型コロナウイルス緊急対策年末年始飲食店限定プレミアム商品券発行事業補助金1,097万円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明を申し上げますので、御審議の

上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。追加する議案の概要説明といたします。

以上、よろしく願いいたします。

◎追加日程第1 議案第80号

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 議案第80号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 議案の2ページをお開き願います。

動産の取得についてを御説明申し上げます。

議案第80号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第80号関係。

動産の取得について。

研修用農業機械トラクター1台の購入であります。

納入場所、美幌町字美富29番地の1。

動産の概要は記載のとおりであります。

入札年月日、令和2年12月7日。

指名業者名は、株式会社北海道クボタほか記載の4社であります。

取得の金額、964万9,200円。参考であります。消費税抜きの額が、877万2,000円。落札率は、87.98%であります。

取得の相手方、網走郡美幌町字稲美224番地24、株式会社北海道クボタ、美幌営業所長木下学であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、令和3年3月17日であります。

以上、御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第80号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第81号

○議長（大原 昇君） 追加日程第2 議案第81号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 追加議案書3ページになります。

議案第81号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

令和2年度美幌町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,097万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億9,557万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、12、13ページをお開き願ひます。

7款商工費、1項、2目商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の増、補助金、

新型コロナウイルス緊急対策年末年始飲食店限定プレミアム商品券発行事業補助金、1,097万円につきましては、道内において感染者が増加するなど、町内の飲食事業者が厳しい経営環境にあることから、年末年始を迎えるに当たり、事業の継続と消費喚起を図るため、プレミアム率50%の商品券を発行しようとするものでございます。

事業内容であります。2,000円で3,000円分の商品券を1人5セットまで購入可能といたします。今月19日、土曜日及び20日、日曜日の2日間、午前10時から午後4時までの間、しゃきっとプラザ集団健診ホールにおきまして、事前に配布をいたします周知チラシの引換券を持参された方に発売をいたします。商品券の使用期限は2月末日となります。

なお、商品券は1万セットを御用意いたしますが、19日と20日それぞれ5,000セットを上限に発売をいたします。

対象となる事業者は、お弁当や惣菜を含む飲食店で、既にプレミアム商品券発行事業に登録されている事業者のほか、新たに参加希望者を募ることといたします。

なお、補助金の1,097万円につきましては、プレミアム商品券1万セット分の1,000万円に、広告料、印刷費、事務費等の97万円を加えまして、実施主体となる美幌商工会議所へ支出するための予算計上となります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、10ページ、11ページにお戻りを願ひます。

16款国庫支出金、2項、7目、1節商工費補助金1,050万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源充当するための予算措置となります。

なお、今回の財源充当によりまして、本町に配分された臨時交付金の残額につきましては3,713万7,000円となります。

20款繰入金、1項、1目、1節財政調整基金繰入金47万円につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして基金からの繰入れを行うものであります。

なお、追加議案参考資料の2ページに、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので御確認をいただければと思います。

以上、令和2年度美幌町一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） それでは、年末年始飲食店限定プレミアムということで、全体の中身に関してはよろしいと思うのですが、二つ質問させていただきます。

商品券販売方法について、時間がなくてということで抽せん方式でなく、しゃきっとプラザに当日持参し引き換えするというのですが、新型コロナウイルス感染防止対策はどのように対応するのか。

また、12月19日と20日の2日間、大変混雑すると思いますので、具体的な方法、防止対策も含めて説明いただきたいと思っています。

二つ目は、説明のときにも聞いたのですが、町民に周知を徹底するということがありますが、農村部を含め全町民に周知する方法をいま一度説明をお願いします。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） ただいまの御質問の1点目の感染防止対策につきましては、今回緊急であるということで、第3回のような応募抽せん方式が取れないことから従来の対面型販売としております。

対策といたしましては、販売場所がしゃきっとプラザ集団健診ホールでありますので、密にならないように販売ブースを4か所から6か所ほど設置し、マスクの着用を呼びかけまして、販売ブースでのシートや

消毒液の設置、また、間隔を空けて並んでいただくように呼びかけをさせていただきます。換気対策を含め、購入後の密を避けるためにホールから直接東側の出口より退場してもらうなど、対策を徹底していきたいと思っております。

もう1点、周知の方法でありますけれども、周知につきましては、予定であります。あしたのフリーペーパーのみつめてにチラシ折り込みをさせていただきます。また、来週16日は伝書鳩に同じように、チラシを折り込みいたします。農村地区につきましては、JAに協力をいただきまして、ファクスを流したいと思っております。

また、町それから会議所のホームページに掲載し周知をしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 農村部に関してはJAのファクスということで、あとはホームページ等で周知するということがすけれども、そういうところは基本的にホームページを見たりという電子系はないところが多いと思いますし、私が知っている限りではJAのファクスは今340戸、それ以外は大体倍ぐらいのお年寄り単独の所帯が多いと思うのです。

ですから、その辺の周知をするために、今までコロナ対策の周知をするための全戸配布を職員が回ってしていただいて周知したのですが、そのような方法はできないのでしょうか。

2回目のプレミアム商品券のときには、新聞で回していたのですが、農村部はそれしかいきませんので、そうすると新聞を取っていないとか、そういう人たちは情報が入ってこない可能性が高いので、その辺をもう少し考えていただきたいのですが。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○**経済部長（石澤 憲君）** 議員お尋ねのことは十分理解しておりますし、そのとおりだと考えております。

J Aのファクスは組合員ということで、350件ほどと理解してございます。

主幹が申し上げましたとおり、会議所、町のホームページには掲載したいと思いますが、伊藤議員がおっしゃられることも十分理解できます。

そのほかの方法といたしましては、地デジ広報、あとは期間が厳しい面もあろうかと思えますけれども、自治会の回覧が可能かどうかも含めて検討してまいりたいと思えますので、御理解をお願いしたいと思います。

○**議長（大原 昇君）** 6番伊藤伸司さん。

○**6番（伊藤伸司君）** いずれにしても、買う買わないは別として、情報だけ是不公平感なく徹底していただきたいと思えますので、お願いします。

○**議長（大原 昇君）** 2番稲垣淳一さん。

○**2番（稲垣淳一君）** 内容については理解したのですが、2点ほどお尋ねいたします。

今回、飲食店が大変疲弊していて、それを助ける意味だということではわかるのですが、会議所との打合せでそうなったと理解しますが、例えば、その他の業種、産業についての検討はあったのか。あったのであれば、どういう業種が上がったのか、わかれば教えてください。

二つ目は、飲食店ということですが、参加予定のお店の数を教えてください。

○**議長（大原 昇君）** 経済部長。

○**経済部長（石澤 憲君）** 関係団体、商工会議所との打合せの中で、他の業者との検討はなかったかということにつきましては、既に12月広報で抽せん方式でお知らせをしておりますプレミアム商品券、これは飲食にかかわらず小売店でもお使いいた

だけのものにつきまして12月広報で折り込みさせていただいて、1月の中旬から引き換えすることになっております。

そういうこともございまして、他業種についての検討はなされておられません。1月の商品券で対応していこうということになっております。

また、現在の飲食店の参加予定でございますけれども、現状で80件ほどでございます。

総務部長が最初に御説明したとおり、これからまた参加を募ることになりますので、何件増えるかは不明でありますけれども、80件以上になろうかと思えますので、よろしく願いいたします。

○**議長（大原 昇君）** 1番戸澤義典さん。

○**1番（戸澤義典君）** 緊急経済対策ということで、飲食店にとっては大変よい事業だと思います。

その中で、第3弾を募集中ということで、1月に入ってから引き換えになるということで、本来ならばその事業と合わせて、第1弾でやったように飲食店限定で使えるものというふうにすれば事業もスムーズだったし、町民もわかりやすかったと思うのですが、多分、第3弾をやった後に出てきた話だと思うのですが、どういう経緯でこういう緊急対策が出てきたのかという話が1点。

2点目が、札幌圏では自粛が25日まで延長されるという話がある中、片や自粛しなさいというブレーキを踏んで、片や消費を拡大しようというアクセルで、ブレーキとアクセルを両方踏んでいるような事業だと思うのです。

その中で、持ち帰りなどの食べ物関係については回ると思いますが、特にスナックなどの飲のほうについては自粛の中ではプレミアム商品券が使われないのかなという危惧もあります。

今、4人以下でマスク会食というのが非

常に奨励されています。そういう内容をきちんとアピールして、4人以下で飲み屋に行きなさいというような広報と申しますか、そういう施策も必要だと思うのですが、その辺はどう考えているのかお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 1点目のどういう経過でという話でありますけれども、もともと皆様にお話ししていたとおり、11月末までのプレミアムと、1月からのプレミアム、そして、12月については、忘年会とか新年会があるので、それで経済は動くだろうという考えでありました。

本来であれば、1月の修正をして販売に入れたほうが混乱がないというのは、当然そういうふうになっているのですが、いろいろな方から12月の状況が変わった中で、何か手を打ってほしいという話が出てきました。

ですから、何がいいかということをお私には常に考えておりましたし、関係機関もアンケートではなく実際に出向いて、一番影響があるであろう食堂組合、それから、JAと会議所と話をさせていただきました。

今回、抽出でアンケートもしたのでありますが、お正月に一番影響があるという飲食だろうという中で、商売として半分以下に落ちる人が多いということがあって、今回緊急に出すことが一番望ましいのではないかと一つの判断をさせていただきました。

ですから、それで全てが拾われる話ではないことも理解しております。

私はこれをやるために、皆さんとお話をして言われたのは、皆さんも感じていると思いますけれども、今、コロナで延長して自粛しようという中においては、美幌町でコロナの感染者がまだいないということの再認識をきちんとしなければいけないだろうと強く思っております。

そういう意味では、今回実施に当たって

は、お店の方々は皆さんしっかりやっていると申すのですが、マスクを徹底するとか、消毒とか、そういう緊張感を持って皆さんが判断いただけるということを、訪問するなり、チラシをつくるなりして、それは徹底するよということによって内部で確認して、会議所ともそういう話をさせていただいております。

ただ、今回のプレミアムだけではなく、これは大分前から言っているのですが、自分たちで努力してほしいとお願いしてきております。

ですから、そういうことをしっかりやっていただく中で成り立つということで、今回お認めいただいたら、再度しっかりやっていただきたいと思っておりますので、本来であれば、なぜという部分があるのですが、それも一つの判断として提案させていただいたという状況であります。

ですから、持ち帰りの方々だけが利益を得るかもしれないです。だから、その辺のやり方も含めて広がる努力をみんなでいろいろ問いかけていただいて、アドバイスして、何とか今一番影響を受けるだろうという飲食事業者を応援して、乗り切りたいという思いでありますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 第3弾と重ねられなかったという趣旨はよく理解をいたしました。

今回1万セット発行するというので、余れば買って貢献したいと思いますが、本来ならば、きょうの夜は行政との懇親会とか、常任委員会でも忘年会だとか、あるいは年明けて新年会だとか、そういうものが全て中止になっております。それらを踏まえただけでも飲食店については大きなダメージです。

我々でもそれだけ中止ですから、ほかの企業も含めると大打撃を被っているのは目

に見えて明らかであります。

我々議員、私だけかもしれないけれども、職員もぜひ協力していただきたいのと、あとは先ほど言いましたように、持ち帰り以外でも4人以下でマスクをつけて、グループ単位で結構ですから、ぜひ御協力していただければと思います。

終わります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第81号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見書案第10号

○議長（大原 昇君） 日程第17 意見書案第10号コロナ禍による地域経済対策を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第18 報告第18号

○議長（大原 昇君） 日程第18 報告第18号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第18号定期監査報告についてはこれで終わります。

◎日程第19 報告第19号

○議長（大原 昇君） 日程第19 報告第19号財政援助団体監査報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第19号財政援助団体監査報告についてはこれで終わります。

◎日程第20 報告第20号

○議長（大原 昇君） 日程第20 報告第20号例月出納検査報告について（8月～10月分）。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第20号例月出納検査報告について（8月～10月分）はこれで終わります。

◎日程第21 閉会中の継続調査
について

○議長（大原 昇君） 日程第21 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のとおり、申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和2年第10回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 3時50分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員